

事務連絡
平成30年1月26日各市町村
北海道医療給付事業主管係長（主査）様北海道保健福祉部
福祉局障がい者保健福祉課
基盤グループ主査
子ども未来推進局子ども子育て支援課
医療・母子保健グループ主査

北海道医療給付事業の月額上限の改正について

このことについて、北海道医療給付事業における課税世帯に係る医療費1割負担及び訪問看護利用料の月額上限は、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第15条に定める高額療養費算定基準に準拠していますが、今般、国において当該政令の改正が予定されていることから、将来にわたり制度の安定的な運営を図っていくため、北海道医療給付事業の月額上限もあわせて改正する予定ですのでお知らせします。

記

1 改正内容

区分	現行 (平成30年7月まで)	改正後 (平成30年8月から)
課税世帯の医療費自己負担月額上限	○入通院 月額57,600円 (多数回該当の場合44,400円) ○通院 月額14,000円 (年間上限14万4千円まで)	○入通院 月額57,600円 (多数該当の場合44,400円) ○通院 月額 <u>18,000円</u> (年間上限14万4千円まで)
課税世帯の訪問看護利用料負担の月額上限	月額14,000円	月額 <u>18,000円</u>

2 その他

国における政令改正後、別途、北海道医療給付事業補助金交付要綱を改正する予定です。

障がい者保健福祉課基盤グループ

電話：011-231-4111（内線25-732）

子ども未来推進局子ども子育て支援課医療・母子保健グループ

電話：011-231-4111（内線25-769）